

三民主義研究

《民権主義と自由》

山崎文重

A Study of The Three Principles of the People
《The People's Rights and Freedom》

YAMAZAKI Fumie

序

孫文が創案した三民主義は、民権主義、民族主義、民生主義の3つから成っている。そのうち民権主義の主要内容は、民主、自由、平等である。更にその中心を為すものは自由であり、孫文がいかに自由を重視していたかは随所に見ることができる。しかし、彼の自由観を考える時、時代、情況の変化に伴い多少の変化が見られるのである。孫文の言う『自由』には3つのやや異なった意義がある。まず第1は民族と国家の自由であり、第2は個人主義的な自由であり、そして第3は一般に言われるところの政治的自由である。孫文は革命家であった。当然、革命の情勢の変化によって革命の対象が変化し、その自由観も変化したのである。革命の初期は清朝の圧政を倒し、民国の成立を目指した故に、革命の対象は清朝政府であり、その目的は個人の自由を勝ち取ることであった。中華民国成立後は、国内の混乱により、いわゆる第2次革命を起こすのだが、この対象は軍閥であり、帝国主義者であった。帝国主義の圧迫に対して革命を継続するために、国家の自由を強調したのは当然のことだったので。この孫文の自由観を、民権の観点から分析してみたい。

1. 民権と自由

孫文は自著「民権主義」第2講で、次のように指摘している。「民権というと、諸外国の学者は、自由というものと並び称している。従って外国に於ける書物、言論では全て民権と自由は並列している。欧米では、この2・300年来、人民が奮闘してきたのは、他でもなく自由の為であった。民権はこれによって発展してきたのである。フランス革命のスローガンは自由・平等・博愛の3つだった。中国革命が民族・民権・民生の3つの主義を掲げたのと同じ

である。自由・平等・博愛は民権を根拠としていると言えるし、民権もまたこの3つによつて発展したものだと言える⁽¹⁾しかし民権の解釈については、彼は第1講に於いてこう述べている。「およそ、ある団体、組織の大衆を民と呼ぶ。では『権』とは何か。『権』とは力であり威勢である。その力が国家レベルまで達したものを権と呼ぶのである。従って権と力は実際は同じものである。命令行使したり、群衆を征服する力を権と呼ぶ。民と権を合わせていうとすれば、民権とは、とりもなおさず人民の政治の力ということになる」⁽²⁾また更に進めて述べている。「政とは大衆のことであり、治とは管理のことである。大衆を管理する事が政治ということなのだ。大衆を管理する力を持っていることが政権なのだ。だから人民が政事を管理することこそが民権と呼ばれるのである」⁽³⁾この説明によって、孫文の言っている民とは、バラバラで無組織な個人ではないことがわかる。

孫文は自由の定義について次のように述べている。「自由の解釈とは、簡単に言うと、ある団体の中で活動や交流が十分にできることである。中国にはこれを表す言葉がなかったので、皆は意味がはっきり分からぬのだ。しかし我々は自由という言葉と相通じる言葉を持っている。それは『放蕩不羈』である。しかし、『放縱』で『束縛されない』というのは、バラバラの砂と同じで、1人1人が自由を持っているだけである」⁽⁴⁾中国人がバラバラの砂のようなものだと認識したからこそ、孫文はその砂の中にコンクリートを混ぜて、1つの石にするように、大衆が1つのしっかりした団体に結合することを期待したのである。この団体こそが国家であり、民族なのである。彼が民権主義第2講の中で強調している自由は、国家、民族の自由に重きを置いている。この国家と民族の自由については稿を改めて後に説明する。

しかしながら、孫文の民権主義の自由思想は、国家の自由のみを重視しているのではない。民権主義第3講でこう述べている。「眞の平等、自由は何處に立脚しているのか。何物に付属しているのか。それは民権に立脚し、民権に付属しているのである。民権が發達することで、平等、自由も永遠であり、もし民権が無ければ、平等も自由も保つことはできない。だから中国国民党が革命を起こした時、その目的は平等、自由のためであったものの、決まりきったスローガンとして、やはり民権を用いる必要があった。なぜなら民権を勝ち取るには、人民は平等、自由というものがあるのなら、それによって平等、自由という幸福を享受できるからだ」⁽⁵⁾また「中国革命の思潮は、欧米の平等、自由の学説に源を発したものであるが、中国革命党は平等、自由の獲得を主張せず、三民主義を主張した。三民主義は十分に実現できるし、自由平等もあるのだ」⁽⁶⁾とも言っている。更に「中国には現在、数多くの青年志士があり、平等、自由の獲得を主張している。ヨーロッパでは、ここ200年来、本来は平等、自由の獲得を争っているものの、勝ち取ったのは、實際は民権であった。なぜなら民権があるからこそ、平等、自由が存在できるのであり、もし民権がなければ、平等も自由もただの空論に過ぎない」⁽⁷⁾とも言っている。以上の引用により、我々は、これらが国家の自由を勝ち取るためとは考え難い。逆に民権を勝ち取ることを通じて個人の自由を実現したのだ。民権は自由の保障である。⁽⁸⁾と言うものもいる。

ここで孫文が頻繁に使用している民権という言葉について説明を加えることにする。当然、人民の参政権であり、また彼が重視した4つの直接の民権の内容、つまり、選挙、罷免、創制、複決の4つの権利であるはずである。孫文は講演の時に引用するのに、特に2つの例を挙げて自分の見解を証明しようとした。1つは古代ギリシャ、ローマで、名目は共和制国家ではあったが、実際は奴隸制度が存在し、大部分の人は民権を享受できなかつたし、また平等、自由の実現に到達できなかつた。もう1つの例は近代の欧米の革命、特にフランス、アメリカの革命で、彼らは自由と平等を勝ち取ったものの、多くの弊害が生じることも免れなかつた。「なぜ弊害が生じてしまうのであろうか。それは民権が十分に発達していなかつたため、自由平等は、まだ軌道をうまく走ることができない。自由平等が正しい軌道を走れないでの、欧米の人民は今もなお民権の為に奮闘しているのだ」⁽⁹⁾ この種のいわゆる欧米型民権は十分に発達したのだという説明はなく、第4講で孫文は更に明確に、欧米の人民は2・300年にわたって民権を争つたが、ただ選挙権を得たにすぎず、とても十分とは言えない。当時、民主主義が最も発達していた国家はスイスであったが、その人民は選挙権の他に、創制権と複決権を持っていた。「人民は官吏を選挙する権利があり、法律についても創造、改正する権利を持つべきである。大多数の人民がある法律について、便利だと思えば制定することができる。これが創制権である。不便だと考えれば改正することができる。これが複決権である」⁽¹⁰⁾ アメリカのある地方では、自治をしている人民は罷免権をもつてゐる。そこで彼は言つてゐる。「アメリカの多くの人民は現在4つの民権を得た。1つは選挙権、2つは罷免権、3つは創制権、4つは複決権である。この4つの権利はアメリカ北西部の数州で、既に実行され、実績もあげており、将来、全米あるいは全世界に広まるかもしれない。将来、世界各国が十分な民権を持ちたいなら、必ずこのアメリカの4つの権利を学ばねばならない」⁽¹¹⁾ この4つの直接民権を「政治自由」と称したり⁽¹²⁾ 「十分な公民参加的段階政治の自由」と称している⁽¹³⁾。

2. 自由と人権

孫文は民権主義第1講で、J. J. ルソーを極端な民権主義を主張する人物であり、彼の主張する「天賦人権論」は根拠がないと、こう主張している。「ルソーは極端な民権を主張する人物で、彼の民権思想によってフランス革命が起つた。ルソーが生んだ民権思想の最も重要な著作は『民約論』である。『民約論』の理論的根拠は、人民の権利は生まれながらにして平等で、各々は皆、天賦の人権を持っており、人民はその後に天賦の権利を放棄したにすぎない。従つて、この種の理論は、民権は天から与えられたものだといつてゐるのだ。しかし、歴史上の進化の道理で言えば、民権は天から与えられたものではなくて、時代の勢いと流れによって作り出されたものなのである。進化の歴史を見ても、ルソーの言うような民権の事実はなく、この理論には何の根拠も無い」⁽¹⁴⁾ 孫文は、民権は天賦のものではなく闘争によるものだと考えてゐた。彼は「民権の来源を求めてゆけば、我々は時代の分析をすることが

できる。概括して言うと、第1期は人と獸が争う。權は用いず力を用いる。第2期は人と天が争う。神權を用いる。第3期は人と人が争い、国と国が争う。民族と民族が争う。君權を用いる。現在は第4期で国内で争う。人民と君主が争う。この場合、善人と悪人、公理と強權が争うと言える。ここに到って民權は序々に発達してきたので、故に民權時代と呼ぶのだ^[15]では人民は何故に君主と争わねばならないのか。主要な理由は君主の專制による圧迫に反抗する必要から、自由の獲得の闘争をしなければならないということだ。孫文は第2講の中で、ヨーロッパの專制の情況を指摘して、こう言っている「ヨーロッパはローマの滅亡から、2・300年前まで、君主の專制が進み、人民が受ける苦痛も非常なもので、とても受忍し難かつた。当時の人民は不自由な点が極めて多く、最大のものは思想・言論・行動の自由が無いことだった」^[16]このことから考えると、孫文は、個人の自由に対する最大の障害は君主の政治的な專制だと認識していた。そして、彼が指導した清朝政府打倒の革命は、個人の自由と権利を勝ち取るものだったのだ。しかし、一方では、彼は晩年に「革命民權」の理論を提案したとはいえ、実は、辛亥革命前後に「天賦人權」も主張していたのである。たとえば1908年に「革命は神聖な事業である。天賦の人權は、最も素晴らしい言葉である」^[17]と言っている。また中華民国が成立し、臨時大總統に就任した時の「布告友邦書」の中で「私は天賦人權に鑑み万難を排除し、神聖な義務のためにはあらゆる方法を尽くす」^[18]と述べている。これにより、彼は革命は天賦人權の為と見ていることが分かる。^[19]

他の面では、孫文は「民權初步」の序文の中で、清朝政府の專制統治は、人民に集会、出版、思想の自由を極端に不足させたと指摘し、「中国4億の民衆はバラバラの砂と同じであるが、これは生まれつきのものであるはずがない。異民族の專制によってそうなったのだ。清朝の治世は人民の集会の自由、出版の自由、思想の自由を全て奪い260年もの永きに至って、民族が滅亡しなかっただけでも幸運というべきか。どうして、また人心を結集して民衆の力を發揚できないわけがあろうか」^[20]と述べている。また1912年以前で、孫文が何の為に革命を指導し、清朝の專制を倒し、自由と人權を勝ち取るかを最もよく表しているものは1904年の秋に、アメリカで発表した「中国問題の真の解決」の文である。孫文は10項の清朝政府統治下で人民が受けた虐待について列挙している。これは彼がアメリカの独立宣言を参考にした、中国人の人權宣言である。

1. かのタタール人政府の一切の行動は、単に自己の利益のみを考えているだけで、被治者の利益を顧ない。
2. 彼らは我々の知識と物質の發展を阻害した。
3. 彼らは我々を下等な民族と見做し、同等の權利と特典を与えなかった。
4. 彼らは我々の天から与えられた權利、自由、財産を奪った。
5. 彼らは常に賄賂行為を行い、収賄した者を受容した。
6. 彼らは言論の自由を禁じた。
7. 彼らは我々の許しを得ずに、不法な税を徵収した。

8. 彼らは弁明が可能な犯罪の審問についても、常に各種の野蛮な刑を施し、強く迫って本人の犯罪の証拠をでっちあげさせた。
9. 彼らは、いつも法律の手続きを経ずに、我々の権利を奪った。
10. 彼らは、全ての人民の生命、財産を保護する職責を果たさなくとも、何らかの法的懲戒を受けなかった。

その外に1897年に、孫文が英文で著した「ロンドン遭難記」の中で、清朝政府を「人民の耳目を塞ぎ、人民の聰明さを閉ざし、驚くべきは、全て政治の書は読むことができず、新聞も閲覧を厳禁した」²⁰と述べている。また、中華民国成立時に、孫文が人民の自由の擁護を提唱したものは枚挙のいとまが無い。例えば、1912年の各国に布告した文書に「天賦の自由は決して無くなることはなく、悠久の幸福を祈念し、前途の障害を取り除いて、志を持てば必ず達する」²¹と述べている。同年の臨時大總統布告では「中華民国の建設は専ら億兆の国民の自由、権利の擁護の為にある」²²とも述べている。

晩年に至っても各種の宣言を通して、自由、人権の尊重を表明している。例えば、1924年中国国民党宣言で「人民の集会、結社、言論、出版、居住、信仰の絶対自由権を確立する」²³と主張し、1925年、中国国民党第1次全国代表大会で「凡そ、真に帝国主義に反対する個人、団体は、均しく一切の自由と権利を享受する」²⁴と言っている。以上より、孫文が自由と人権を提唱するのは、ただ公務上の習慣だけでしているのではないことが分かる。

3. 国家と民族の自由

以上の説明により、我々は孫文が個人の自由と権利を重視していることを知ることができ、彼が指導した清朝打倒の革命は、人民が自由と権利を勝ち取るためだと分かる。しかし、彼の遺言に次の言葉がある。「国民革命に力を尽すこと凡そ40年。その目的は中国の自由、平等を求めるにあり」²⁵彼の晩年、常に考えていたことは国家と民族の自由と平等だった。これにより1925年に三民主義の講演に討論した自由は、その中心は国家の自由だった。また厳格に言うならば、彼が民權第2講で討論した自由が、すなわち民族主義の範囲に属しているのだ。まさに胡漢民が解釈したように、三民主義は連環性を持っているのだ。我々は彼が何の為に国家、民族の自由を強調するのか理解する必要があり更に彼の民族主義の内容を参考にしなければならない。なぜなら、基本的に孫文は民族主義者であるからだ。

孫文が三民主義の講演をした時に、開始するとあっさりこう宣言した。「三民主義はつまり救国主義である」²⁶この考えは中国に他の国家と同等の地位を得させ、かつ中国を永久に世界に適存させる。また「民族主義は国族主義である」²⁷且つ「民族主義というものは国家が発達を図り、種族が生存を図る宝物だ」²⁸しかし中国人については「ただ家族、宗教の団体があるだけで、民族の精神が無い。だから4億の人民が中国を作っているといつても、実際はバラバラの砂にすぎず、今日、世界で最も貧弱な国家であり、国際的地位は最低である。我々の

地位はこの時が最も危険であり、もし民族主義の提唱に心を留めなければ、中国は滅亡の憂いを残すだろう」³⁰とも述べている。これは当時、中国が帝国主義の侵略を受けていたからである。孫文は指摘する。「ヨーロッパ民族は皆、帝国主義の毒を受けた。帝国主義とは何か。それは政治の力で他国の主義を侵略することだ。ヨーロッパの各民族はこの主義に汚染されているので、常に戦争が発生するのだ」³¹彼は特にイギリスの例を挙げている。「自然力は王道である。王道によって作られた団体が民族である。武力は霸道である。霸道によって作られた団体が国家である。香港が形成された原因は、何十万の香港人がイギリス人を歓迎したからではなくて、イギリス人が武力で奪い取ったからである。以前、中国とイギリスが戦い、中国が敗れたので、香港の人民と土地がイギリスに割譲され、その後だんだんと現在の香港が形成されたのだ。今日のインドの情況も、その経過は香港と同じである。イギリスは現在、全世界に領土を拡張して『イギリスは日が沈まない』といっているのだ」³²要するにイギリスが「日が沈むことのない帝国」を作るために領土の拡大を求め、そこで霸道政策を実行し侵略をくり返したのである。しかし中国は当時、列強の政治力、経済力、自然力（人口）の圧迫を受け、中国民族の生存が危険にさらされていた。³³だから孫文は力説する必要があったのだ。「我々は今日、中国が失ってしまった民族主義を回復しなければならない」³⁴そして「知ることと力を合わせることが、民族主義回復の方法である」と言っている。

このような民族主義精神を強調することは、民権主義第2講を講演し、自由を討論した時に、十分に發揮された。孫文が言うには「以前、フランス革命のスローガンは自由・平等・博愛だった。我々の革命のスローガンは民族・民権・民生である。結局のところ、我々の三民主義と自由・平等・博愛はどのような関係があるのだろうか。我々が民族というのは、彼らの自由と同じである。なぜなら民族主義を実現することは、国家の自由を得ることだからである。しかし、ヨーロッパは当時は個人の自由を争っていたが、今日、自由の考え方は同じではない。今日、自由とはどのような意味で使われているのだろうか。もし個人に使われるならバラバラの砂になってしまふので、決して個人に使ってはならない。国家に使われるなら、個人には行き過ぎた自由は与えずに、国家が完全な自由を得ることができる。国家が十分な行動の自由を得れば、中国は強盛な国家となる」³⁵そして彼は中国の当時の地位を説明するために、特に有る言葉を作った。それが「次植民地」である。彼は言う。「我々はなぜ國家の自由が必要なのか。中国は列強の圧迫を受け、国家の地位を失い、半植民地どころか次植民地になってしまった。ビルマ、ベトナム、朝鮮よりも悪い。これらの国は1国の植民地であり、1人の主人の奴隸だが、中国は各国の植民地であり、各国の奴隸とならなければならない。中国は現在10数人の主人の奴隸だから、現在、国家に自由は無い」³⁶このような国家・民族の自由を勝ち取るという沈痛なスローガンは、彼の晩年の革命の継続を堅持するための主要な要求であった。彼はこう述べた「我々の国家の自由を回復するには、自由を集合し、1つの堅固な団体を作り、更に革命によって国家を堅固な団体に成立させるのだ。革命主義によらなければ成功はしない。我々の革命主義は固まり始めたコンクリートであり、十

分に4億の民を革命主義によって集め、1つの大団体にすることができる。この団体は十分に自由があり、中国国家も当然自由で、中国民族も眞の自由たり得るのだ」³⁸

以上述べたように、孫文が指導してきた清朝専制打倒の革命は、人民の自由と平等を勝ち取るためのものであった。しかし、後になり、自由と平等という言葉が乱用されすぎたために、かえって革命は成功できなかった。そして更に革命をしなければならない情況になったために、孫文は国家の自由というものを強調するようになったのである。このことは1925年、三民主義の講演をした後に発表した宣言によってわかる。彼は「入京宣言」の中で指摘している。「13年前、私は満州政府を倒し、国民に自由と平等の責任を獲得させた。清朝を打倒したといつても、国民の自由と平等は各国に売られてしまい、故に我々は、今日、帝国主義諸国家の植民地の地位に依然としているのである」³⁹また「北上宣言」の中でもこう言っている。「国民革命の目的は、独立自由の国家を作ることにあり、それにより国家と民衆の利益を護るのである。この目的は帝国主義が中国を永きにわたって植民地とすることと、絶対に相容れない。故に辛亥革命の戦争は、我々に満州政府を打倒させたものの、帝国主義者が軍閥と結んで国民革命の敵となり、革命の目的の遂行のじゃまをしているのだ」⁴⁰これにより、「北伐の目的は単に軍閥を倒すだけでなく、軍閥が頼りとしている帝国主義を倒すことにある」⁴¹孫文は北上の前に廣東で、黄埔軍官学校の学生に告別講演で1925年来、革命が成功できなかつたのは平等、自由の思想によるものだと説明している。「中国の革命思想は、本来、欧米の新しい思想によって発生した。なぜ欧米の思想が中国の革命を発生させ、また中国の革命を失敗させたのか。この理由は非常に微妙で、詳細な研究をしなければはっきりとは分からぬ。欧米の革命思想とは何か。それは皆が知っているように自由平等である。中国は近來、自由平等の思想を受けて革命を起こした。革命が成った後、またもこの思想は破られ、故に革命は常に失敗してきた。我々の革命の失敗は、官僚、武人に敗れただけではなく、平等、自由という2つの思想に敗れたのである」⁴²このことについて孫文は自ら答を出している。それは中国人の自由觀について「誰でも、ある団体の中で、団体に自由があるなしにかかわらず、結局、自分自身の自由がほしいのだ」⁴³また更に「革命を起こした意義は、本来、人民の政治的な自由を勝ち取るためだったが、意外にも、争ったのは団体と外界との平等、自由であり、個人の平等、自由ではなかった。中国は、現在の革命は、皆、個人の自由を争っているのであり、団体の自由を争っているのではないが故に、毎回の革命は全て失敗したのだ」⁴⁴と述べている。このため彼は皆にこう呼びかけている。「我々は革命党に参加したが、貢献すべきものは、自分の平等、自由である。自分の持っている平等、自由を全て党に獻げ、党に全てをまかせることで全党の革命が、やっと成功する希望持てるのだ。全党の革命が成功した後、自分も自由平等の権利を享受できるのだ」⁴⁵この孫文が革命の目的の基盤としている、国家、民族の自由を正すために、皆が個人の自由を犠牲にし、しかも、その最終目的は依然として1人1人が自由、平等の権利を享受できるというところに、彼の思想の最も重要な点があるので。

4. 自由の範囲と制限

孫文は自由の観念を、19世紀末から20世紀の初めにかけて、西洋から中国に伝わり、中国で革命の風潮を促し、専制を倒す上で重要な意味があると認識していた。しかしながら、その後、自由思想は中国に於いてマイナスの影響を発生させた。それは中国人の自由に対する認識の不正確さに起因している。中国では、かつて自由ということで問題が発生したこともないし、人民も自由を失うという苦痛を味わったことがないからである。彼が特に引用した古人の歌にこうある。「日出すれば作り、日入れば息み、井を鑿ちて飲み、田を耕して食う、帝の力が何の関係があるんだね」⁴⁶ またこう指摘する。「この自由の歌から考えると、中国には古来、自由という言葉はなかったにしろ、確かに自由の実はあった。これは極めて十分であり、それ以上を求める必要はなかった」⁴⁷ 中国人は君主や教会の圧迫を受けたことがないので、言論や信仰に不自由を感じたこともなく、それ故にヨーロッパ人の経験と大きな違いがあった。中国には自由の観念は発達せず、結局、中国人は自由の本当の意味を理解できなかつたのである。それが満州人という異民族の統治によって、中国人は自由を失い、ついに自由を勝ち取るための革命を起こすに至った。しかし、根の深い伝統的な考え方の影響のもとで、中国人は依然として自由を曲解し、老子の言う「無為自然」の極端な個人の自由を尊び、団体の規律を軽んじた。団体のためにいかなる犠牲を払うことも願わなかつたので、その団体は結局、自由でいられなかつた。つまり、革命団体はその作用を發揮できず、遂に革命は成功しなかつたのである。

孫文は、中国人が団体の規律を軽視し、まとまりのない習性に大きな不満を持ち、特に外国人が中国人に対しての「バラバラの砂」という批判について説明を加えている。彼は言う。「外国人は中国人のことを、バラバラの砂というが、バラバラの砂というのはいかなる意味なのか。つまり個人個人が自由を持ち、個人個人が自分の自由を拡大すれば、バラバラの砂になってしまう。何がバラバラの砂というのか。もし我々が砂を手に取っても、それぞれの粒が皆、活動して束縛されないというのが、つまりバラバラの砂なのである」⁴⁸ 続けてまた言つてはいる。「このバラバラの砂というのが、どこが優れているのかといえば、粒が十分に自由という点にある。もし自由でなければ、バラバラには成り得ないのだ」⁴⁹ 彼は「放蕩不羈」の語で、この自由を形容し、「我々は自由という言葉とよく似ている『放蕩不羈』という語を言つてはいる。しかし放蕩不羈はバラバラの砂と同じで、個人個人に大きな自由があるので」⁵⁰

この「放蕩不羈」は個人の自由があるようだが、孫文は極力、反対した。彼は、中国革命の対象と性質は、欧米のものとは違うと認識していた。彼は言つてはいる。「中国人はなぜバラバラの砂なのか。それは自由が多すぎるからである。中国人は自由が多すぎることで、革命が必要なのである。中国革命の目的は外国とは違うのだから、方法も違うのだ。結局、中国はなぜ革命が必要なのか。直接に言うと、ヨーロッパの革命の目的と相反する。ヨーロッパは以前からあまり自由がなかったので、革命は自由を奪取するためであった。我々は自由が

多すぎたので、団体も無く、抵抗力も無く、バラバラの砂になったのだ。バラバラの砂だったが故に、外国帝国主義の侵略を受け、列強の経済的圧迫を受けて、かつ、我々には現在、抵抗することができないのだ」⁵¹⁾それにより、もし中国革命も個人の自由を争うことを提唱するとなれば、バラバラの砂になって、永遠に帝国主義の圧迫を受け続けるだろう。だから「将来、外国の圧迫に十分に抵抗できるようにならなければいけない。まず、個人個人の自由を打破し、堅固な団体を結成し、コンクリートを砂に混ぜるように、一つの堅い石を作るようにならなければならないのだ。中国人は現在、自由が多すぎるために、自由の欠点が発生した。だから、以前、清朝を倒した後、現在に至るまで民国の建設ができないのだ。これは自由を誤って用いたことにあるのだ」⁵²⁾

孫文は、中国人の自由が多すぎるのが、かえってバラバラの砂になってしまうと考えていた。そこでヨーロッパを例に採り、J. S. ミルの説を以って、自由には必ず制限があることを説明している。彼は言う。「以前、ヨーロッパの民権の萌芽時代、自由の獲得を主張し、その目的を達してから、各自が自己の自由を拡充したので、自由が行き過ぎになり、多くの弊害が発生した。だからイギリスの学者ミルは、個人の自由は他人の自由を侵さない範囲にあるのが眞の自由といえる。もし他人の自由を侵せば、それは自由とはいえないと言っている。欧米人の自由は、以前は範囲というものはなかったが、ミルが自由の範囲を立論してから、範囲ができ、そこで多くの自由が減少した。ミルは自由が決して神聖にして不可侵ではないことを知っていたので、範囲を設けて制限するようになったのだ」⁵³⁾

以上述べた「自由の制限」は、一般人が考えているものと合致している。孫文は1925年、三民主義の講演をした時、「中国の学生は自由思想を得るに到ったが、他の場所で用いられるのではなく、学校内で用いられている。そこで学潮が生まれ、その言葉を説えることで自由を争うのだ」⁵⁴⁾これによって彼は特に指摘している。「欧米人は150年前、自由を得られなかつたので、命がけで争った。争いの後は、フランス、アメリカのように、我々のいう民権を実行する先進国家となった。この両国の中では、人々は皆、自由があるのか。学生、軍人、官吏、20歳未満の人たちは、皆、自由はないのだ」⁵⁵⁾その理由を、学生、軍人については、はつきりと表示している。「学生が自由を犠牲にするのは、毎日、勉強できて、学問上の工夫をし、完成させ、知識の発達や能力の向上によって国家のために役に立っているからである。軍人が自由を犠牲にするのは、命令に服従し、忠心報国により、國家に自由をもたらすからだ。もし学生、軍人が自由を求めれば、放任放蕩となり、学校には規律がなくなり、軍隊には軍紀がなくなるのだ」⁵⁶⁾そこで彼は1912年に講演した「自由の真諦」で、早くも軍人と官吏に対して指摘している。「共和と自由は人民のためのもので、決して少数の軍人と官吏のものではない。もし軍人と官吏のものなら、共和と自由を口実にして規律を破壊し、国家機関が統一できなくなる。機関が不統一なら執行者に責任はなくなり、バラバラの砂のようになってしまふ。どうして国民のために事をすることができるのか」⁵⁷⁾これにより、当時、湖北軍の政界代表が彼を歓迎した時に言っている。「諸君がもし完全な自由を欲するなら、人民のために退

かざるを得ない。人民のために退かないで、軍人や官吏の職に在るのなら、自由を犠牲にしていいのだから、絶対に規律に服従しなければならない」⁽⁵⁹⁾かつ、注目に値するのは、この時は、清朝打倒の革命は成功したばかりで、民国の成立からわずかだったのだが、孫文が特に指摘したこの観点と、彼が信じていた共和と自由とは、決して衝突しないことである。彼は言う。「このように言ったり聞いたりすれば、いつも信じている共和と自由主義とが大衝突を起こすと思うかもしれないが、実はそうではなくて、私が以前言ったように、共和と自由は全て人民全体のためのものである。官吏は国民の公僕にすぎない。人民の供應を受ければ、どうして自由でいられようか」⁽⁶⁰⁾党員の自由の制限については1925年に「過去の党務の失敗の原因」を検討した時に指摘して「党員たる者は、須らくひたすら党のために働き、官途につくことを貪らず、己れの自由を犠牲にし、公衆の自由を謀る」⁽⁶¹⁾また1925年「革命の成功は、個人が自由を持つことはできないが、団体が自由を持つことを要する」を講演した時に、非常にはっきりと述べた。皆が革命の成功を希望するなら、まず、個人の自由、個人の平等を犠牲にしなければならない。各人の自由平等を全て革命党に貢献し、党の規律を遵守し、党の命令に服従しなければならない。全党運動を一致して進め、全党に自由があるだけで個人の自由はなく、その上で我々の革命はやっと成功することができるのだ」⁽⁶²⁾

孫文は以上のように「個人と団体」「自由と秩序」が決して衝突しないことを説明したのである。1922年の「五権憲法」の講演で、自由と秩序は均衡を維持しなければならないと主張している。彼は言う。「政治には2つの力がある。1つは自由の力であり、1つは秩序を維持する力である。政治に於けるこの2つの力は、ちょうど物理学の離心力と向心力と同じである。離心力とは物体の中の分子を外に引き離す力であり、向心力とは物体の中の分子を内に吸収する力である。もし離心力が大きすぎると物体は飛散し、戻ることがない。向心力が大きすぎると物体は縮小して、押しあいへしあいをしてしまう。つまり2つの力が均衡して、やっと物体は平常の状態を維持できるのだ。政治に自由が多すぎれば無政府状態になり、束縛が大きすぎれば専制になってしまうのだ」⁽⁶³⁾このように、1915年以後、孫文は決して制限という角度から自由を見ていたのではないのである。

結語

三民主義のうち民権主義は、民主、自由、平等の3点を主要内容とし、そのうち自由を中心としていることは述べたとおりである。ただ一般に、孫文のいう自由は、国家と民族の自由のみが強調されすぎているようであるが、この研究で分析したように、相當に個人の自由も重視しているのは明白である。

しかし、なぜこのように思われてきたのかについては、ヨーロッパと中国の情況の違いを考えなければならない。ヨーロッパの自由主義は、初期から、国王の専制に対抗して個人の自由を勝ち取るために発達してきた。これに対して当時の中国は、列強の帝国主義の侵略、圧

迫のもとにあり、個人の自由の獲得以前の問題として、まず、国家、民族の自由の獲得を優先しなければならなかつたのである。

また個人の自由について言うと、当時の中国人は、清朝政府の専制のもとで、集会、結社、言論、出版等の基本的人権に基づく自由を持っていなかったにも拘らず、彼ら自身は自由だと思っていたのである。これは孫文のいう「放蕩不羈」であつて決して本当の自由とはいえないものであった。そこで彼は個人の自由の最たるもの、つまり政治的自由を強調し、これを「民権」と名づけたのである。この民権獲得のため、清朝打倒のため中国国民党を組織し、革命を成功させたのだ。

しかし、中国国民が本当の自由の意味を理解していなかつたため、かえつて混乱が生じてしまつたのは周知のとおりである。各自が勝手気儘に行動し、特に軍人、官僚の特権を利用した行為によって理想が崩壊してゆく過程で、自由の制限の問題を提出してきたのである。孫文も当然、個人の自由こそが民主政治の基本であることを承知していたし、人権の確立を革命の目的としていたのであるが、情況の変化により、心ならずも自由を個人のものから国家、民族のものを強調することに転換していったのである。

注

- (1) 孫文全集 1 : 67
- (2) ノ : 55
- (3) ノ : 55
- (4) ノ : 68
- (5) ノ : 84
- (6) ノ : 83
- (7) ノ : 84
- (8) 「孫中山自由思想評述」曾建元 1992年
- (9) 孫文全集 1 : 81
- (10) ノ : 97
- (11) ノ : 97
- (12) 崔書琴1979年 講演
- (13) 「民権主義民主政治類型の前言」郭仁孚 1982年
- (14) 孫文全集 1 : 61
- (15) ノ : 59
- (16) ノ : 70
- (17) 孫文全集 3 : 18
- (18) 孫文全集 2 : 26
- (19) 孫文全集 3 : 308
- (20) 孫文全集 1 : 553
- (21) 孫文全集 2 : 195, 全集10 : 6
- (22) ノ : 26
- (23) ノ : 29

- (24) ‗ : 112
(25) ‗ : 136
(26) 孫文全集 9 : 637
(27) 孫文全集 1 : 3
(28) ‗ : 3
(29) ‗ : 22
(30) ‗ : 6
(31) ‗ : 30
(32) ‗ : 4
(33) ‗ : 13, 38
(34) ‗ : 33
(35) ‗ : 45
(36) ‗ : 75
(37) ‗ : 75
(38) ‗ : 75
(39) 孫文全集 2 : 178
(40) ‗ : 173
(41) ‗ : 173
(42) 孫文全集 3 : 508
(43) ‗ : 509
(44) ‗ : 510
(45) ‗ : 512
(46) 孫文全集 1 : 74
(47) ‗ : 74
(48) ‗ : 72
(49) ‗ : 72
(50) ‗ : 68
(51) ‗ : 74
(52) ‗ : 14
(53) ‗ : 72
(54) ‗ : 73
(55) ‗ : 73
(56) ‗ : 75
(57) 孫文全集 2 : 33
(58) 孫文全集 3 : 34
(59) 孫文全集 2 : 34
(60) 孫文全集 3 : 36
(61) ‗ : 511
(62) ‗ : 250

(本学非常勤講師)